

協 定 書 (案)

※この協定書(案)は、提案内容により変更します。

地方独立行政法人広島市立病院機構(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
とは、次のとおり、広島市立広島市民病院(以下「病院」という。)に設置する売店の運営に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(許可)

第1条 甲は、病院の患者、見舞い客及び職員等(以下「患者等」という。)に良質、廉価に商品等を提供するため、乙の責任において売店を運営することを乙に許可する。

(運営)

第2条 乙は、売店の運営に当たっては、仕様書等(仕様書、提案書、プロポーザル説明書及びこれに対する質問回答書)の内容を誠実に履行しなければならない。

2 乙は、仕様書等の内容と異なる売店の運営をしようとするときは、事前に文書をもって申請し、甲の承認を得なければならない。

3 甲は、売店の運営が仕様書等の内容と著しく相違すると認めた場合は、乙に対しその改善又は変更を申し入れることができる。

(物件)

第3条 甲は、次の物件を乙による売店の運営の用に供するものとする。

名 称	所在地	場 所	面 積
広島市立広島市民病院売店	広島市中区基町7番33号	プロムナード1階 (別図1)	107.99 m ² (別図2)
広島市立広島市民病院売店 用倉庫	広島市中区基町7番33号	西棟1階 (別図1)	15.87 m ² (別図2)

(施設設備整備区分)

第4条 甲及び乙による売店の施設設備整備区分は、別紙のとおりとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和8年3月31日までとする。

(営業開始日)

第6条 乙は、現行の運営事業者がその所有に属する物件の撤去及び変更した設備の原状回復を行い、売店施設の設備を甲に返還した日から15日後までに第3条に規定する売店の営業を開始するものとする。ただし、乙の責に帰さない事由により、営業の開始が困難であると甲が認めた場合は、甲が別に定める日とする。

[※乙が現行の運営事業者となる場合は、営業開始日は令和2年4月1日となります。]

(仮設の売店)

第7条 甲は、令和2年4月1日から第6条の規定により営業を開始した日の前日までは、甲が指

定する場所を乙による売店の運営の用に供するものとする。

2 乙は、令和2年4月1日から前項に規定する売店の営業を開始するものとする。

3 第1項に規定する売店における商品及び附帯サービスの提供内容は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

4 第1項に規定する売店の原状回復は、第28条の規定を準用する。

(営業日等)

第8条 売店の営業日は年中無休とし、営業時間は24時間とする。

(経費負担区分)

第9条 売店の運営に伴う甲及び乙の経費負担区分は、次のとおりとする。

(1) 甲の負担

ア 防災設備に係る保守・点検費用

イ 修繕費（乙の責に帰すべき事由に起因する場合を除く。）

(2) 乙の負担

ア 人件費

イ 備品費

ウ 商品仕入費用及び材料費

エ 通信運搬費

オ 修繕費（甲の責に帰すべき事由に起因する場合を除く。）

カ 従業員の検便及び健康診断に必要な費用、従業員の被服一切、清掃（空調機エアフィルターの清掃を含む。）、廃棄物処理、害虫駆除、店舗内の消毒、その他保健衛生の維持に要する費用

キ 光熱水費

ク 消耗品費（蛍光灯等）

ケ 電話料

コ 営業その他売店の管理運営に必要な費用

2 甲・乙いずれの責に帰すべきか明確でない事由に起因する施設の修繕に係る費用については、双方協議の上、定めるものとする。

(売上代金の帰属)

第10条 売店の運営による売上代金は、すべて乙に帰属する。

(報告)

第11条 乙は、その月の売上高について、翌月25日までに売上高が確認できる帳票・帳簿類の写し等を添えて売上高報告書を甲に提出しなければならない。

(監督)

第12条 甲は、乙の商品及び附帯サービスの提供内容、従業員の勤務態度、その他売店運營業務全般にわたり乙を監督し、また、必要ある場合は、従業員の交替及び改善に必要な調査・指示を行うことができる。

2 乙は、売店の店舗責任者に係る履歴書を甲に提出し、承諾を得るものとする。店舗責任者を交替する場合も同様とする。

(行政財産の使用許可等)

第13条 乙は、売店及び売店用倉庫の施設並びに第16条第2項に定める自動販売機を設置するため行政財産(建物)を使用するに当たっては、使用する1か月前までに行政財産使用許可申請書を甲に提出し、甲の使用許可を受けなければならない。使用期間満了後、引き続いて使用しようとするときも同様とする。

2 乙は、前項の使用許可にあたっての条件を遵守しなければならない。

(行政財産使用料を除く使用料)

第14条 乙は、前条第1項に定める行政財産の使用料とは別に、売店の月額売上高(ただし、〇〇に係る売上げを除く。)に〇〇〇を乗じて得た額を使用料として、翌月末日までに甲に納付するものとする。

なお、算出した月額使用料の額が〇〇〇〇円を下回る場合は、〇〇〇〇円を納付するものとする。

[※当該条文は、売上高の一定割合を使用料として納付する場合であり、提案内容により変更します。また、ただし書きの「〇〇に係る売上げを除く。」の〇〇は、提案書に記載した使用料を納付することができない商品及び付帯サービスに限ります。]

2 前項により算出した額に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入して得た額とする。

(転貸等の禁止)

第15条 乙は、物件を第三者に転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、売店の管理運営を第三者に行わせるときは、その者の商号、所在地、代表者氏名及び店舗責任者その他必要な事項を甲に届け出るものとする。

[※提案書において直営を提案した場合には、第1項のただし書き及び第2項は削除します。]

(許認可に必要な届出)

第16条 乙は、営業に必要な各種法令に基づく許認可を得るために必要な届出を自ら行うものとする。

(看板・装飾等)

第17条 乙は、看板及び装飾等の色彩、寸法及び数量等について、病院施設との一体性の確保に配慮し、事前に甲の承認を得なければならない。また、変更する場合も同様とする。

(取扱品目等)

第18条 乙は、甲が指定する医療用品及び衛生用品等(以下「医療用品等」という。)を取り扱うものとする。また、甲指定の医療用品等を取り扱うことができない場合は、代替品の取り扱いについて甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、売店の閉店時における入院患者等の需要に応えるため、甲が指定する場所に甲が指定する医療用品等の自動販売機を設置するものとする。

3 乙は、病院が公の医療施設であることを認識したうえで取扱品目に十分配慮することとし、酒類、タバコ及び風紀紊乱のおそれのある雑誌、書籍等を販売してはならない。

(付帯サービス)

第19条 乙は、院内デリバリー、コピー、ファックス、各種振込み、宅配便取次ぎ等付帯サービスについて、甲の承認を得て、実施するものとする。

[※当該条文は、提案内容により変更します。]

(取引)

第20条 乙は、商品、材料等の仕入その他喫茶室の運営上行うすべての商取引は、一切自らの名義において行うものとする。

(搬入出等)

第21条 乙は、物品の搬入出、鍵錠の授受等については、甲の指示に従うものとする。

(事業内容等の調査)

第22条 甲は、必要があると認めたときは、業務内容、売上内容及びサービス等について調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。

2 前項の調査又は報告に基づき甲が必要があると認めるときは、乙に対してその改善を指導することができる。

3 乙は、甲の調査に全面的に協力しなければならない。また、調査に基づき改善の指導があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第23条 乙は、善良なる管理者として売店の施設及び設備を管理し、火災及び盗難の予防並びに施設の保全について万全を期するものとする。

2 乙及びその従業員の責に帰すべき事由により、本設備を滅失又は毀損したときは、甲の請求するところに従い、直ちに乙は損害を賠償するものとする。

(衛生)

第24条 乙は、常に衛生に注意し、食品、環境衛生及び従業員の健康に責任をもって留意しなければならない。

2 乙は、乙の飲食類の提供に起因して食中毒又は赤痢等の伝染病が発生し、甲に損害を与えたときは、誠意をもってその責に任ずるものとする。

(苦情等の処理)

第25条 乙は、売店の運営に関し患者等から苦情又は要望を受けたときは、迅速に処理し、信頼の確保に努めなければならない。

(研修)

第26条 乙は、従業員の接遇等の研修を定期的実施し、常に良好なサービスの提供に努めなければならない。

(事故処置)

第27条 乙及び従業員の事由により売店を営業できない場合は、乙は責任をもって善処し、速やかにその解決を図るとともに、患者等への商品の提供に支障を与えないよう努力するものとする。

(協定の解除)

第28条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本協定を解除することができる。

- (1) 商品の品質、店舗の衛生状態、サービスの不良又は経営の放漫等により、甲が乙の運営を不相当と認めたとき
- (2) 甲が、第13条第1項に定める行政財産の使用許可を取り消したとき
- (3) 乙が、第14条第1項に定める使用料を甲に支払わないとき
- (4) その他、乙が本協定に違反したとき

2 乙は、前項の規定による本協定の解除により損害を被ることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

3 甲及び乙は、協定期間満了前に協定を解除しようとするときは、4か月前までに相手方に文書をもって予告しなければならない。

(原状回復)

第29条 本協定の期間満了又は解除する場合は、乙は乙の所有に属する物件を撤去し、甲が指定する日までに原状回復すること。

2 前項の原状回復に伴う諸費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第30条 本協定に関する紛争は、広島地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(その他)

第31条 本協定の各条項等の解釈に疑義を生じたとき又は本協定に定めのない事項が発生したときは、甲・乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 広島市中区中町8番18号
地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 影本 正之

(乙)

(別紙)

施設設備整備区分

1 建築工事	甲が整備するもの	乙が整備するもの	備考
(1) 内装	売店内の間仕切りを除く全て (甲仕様による) ・床仕上 長尺塩ビシート貼り ・壁仕上 ビニールクロス貼り ・天井仕上 岩綿吸音板仕上	売店内の間仕切り 必要な改修を行う場合、その改修費及び維持管理費用の全て	間仕切り以外の必要な改修を行う場合は事前に当院の許可を得て行うこと。

2 電気設備	甲が整備するもの	乙が整備するもの	備考
(1) 動力及び 電灯コンセント電源	副メーター付分電盤及び二次側以降全て(一次側電源配線を含む)	乙の理由による増加分	
(2) 通信設備 ・電話設備	電話用接続口取付まで	外線接続手続き及び電話機の接続	電話設備以外は乙が整備すること。
(3) 照明設備	全て(甲仕様による)	乙の理由による増加分	

3 空調設備	甲が整備するもの	乙が整備するもの	備考
(1) 冷暖房設備	全て(甲仕様による)	乙の理由による増加分	副メーターにより 使用量計測
(2) 換気設備	全て(甲仕様による)	乙の理由による増加分 換気回数等指定能力以上を確保すること。 (有効換気量) 厨房用 (m ³ /h) = 30 × 電気式 厨房器具の電気容量 (kw)	副メーターにより 使用量計測

4 給排水設備	甲が整備するもの	乙が整備するもの	備考
(1) 給水設備	床上バルブ止め	バルブ以降全て	副メーターにより 使用量計測
(2) 排水設備	床上キャップ止め	床上排水接続を含め全て (グリーストラップを含む)	
(3) 流し・手洗い設備	なし	全て	
(4) その他		給湯設備は電気式(電源は甲が整備する。)とし、乙が整備すること。	

5 防災設備	甲が整備するもの	乙が整備するもの	備 考
(1) 火災報知設備	全て（甲仕様による）	乙の理由による増加分	
(2) スプリンクラー設備			
(3) 非常放送設備			
(4) 非常照明設備			
(5) 誘導灯設備			

6 その他	甲が整備するもの	乙が整備するもの	備 考
備品、什器類	なし	全て	